



2022年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社エンバイオ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 西 村 実  
(コード番号：6092)  
問合せ先 経 理 部 長 長谷川 忠玄  
(TEL. 03-5297-7155)

## 剰余金の配当及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2022年5月25日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うこと、及び2022年6月24日開催予定の第23回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 剰余金の配当

#### (1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2022年5月13日公表)	前期実績 (2021年3月期)
基 準 日	2022年3月31日	同左	2021年3月31日
1株当たり配当金	8円00銭	8円00銭	0円00銭
配 当 金 の 総 額	53百万円	—	—
効 力 発 生 日	2022年6月27日	—	—
配 当 原 資	利益剰余金	—	—

#### (2) 理由

当社は、内部留保の充実を図り事業拡大のための投資を行うことを優先してまいりました。他方、事業拡大を図る方針に対して、中長期的視点で株主様の理解をいただくために、継続的な利益還元も必要との認識をしておりました。

このたび、2022年3月期において上場来最高の連結売上高・利益（営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益）を計上することができました。一定の経営基盤ができた当事業年度を機に、事業拡大のための投資と継続的な利益還元の両立が可能と判断し、2022年3月期の年間配当金は1株あたり8円といたしました。

なお、本件につきましては2022年6月24日開催予定の第23回定時株主総会に付議する予定です。

#### (参考) 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績 (2022年3月期)	0円00銭	8円00銭	8円00銭
前期実績 (2021年3月期)	0円00銭	0円00銭	0円00銭

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 目的の変更

当社の子会社である株式会社エンバイオ・エンジニアリングにおいて土壌汚染対策工事における知識、経験を活かした新規事業として水処理施設の設計、製造等並びに修理、点検事業を行うこととなりました。

加えて当社の自然エネルギー事業における知識、経験を活かした新規事業として、同社において自然エネルギー等による発電設備の設計、製造等並びに修理、点検事業を行うこととなりました。

そこで親会社として、これらの事業を当社の目的事項に追加するものであります。

一方で、当社及び同社は労働者派遣事業を行う予定が無いことから、労働者派遣業務について目的事項から削除するものであります。

② 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

(a) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。

(b) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(c) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(d) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③ 相談役、顧問設置規定の削除

コーポレートガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性確保の観点から取締役会の決議により相談役及び顧問を設置できるとされていた規定を廃止するものであります。

(2) 定款の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条(条文省略)	(商号) 第1条(現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。
(1)～(4) (条文省略)	(1)～(4) (現行どおり)
<u>(5) 労働者派遣業務</u>	<u>(削除)</u>
<u>(6)～(30)</u> (条文省略) (新設)	<u>(5)～(29)</u> (現行どおり)
(31) (条文省略)	<u>(30)水処理装置の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務</u> (31) (現行どおり)

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(32)～(33)</u> (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。<u>また、取締役会の決議により相談役、顧問を定めることができる。</u></p> <p>第22条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(32) 自然エネルギー等による発電設備の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務</u></p> <p><u>(33)～(34)</u> (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>第3条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p>
--	---

	<p>① <u>現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 24 日（予定）  
2022 年 6 月 27 日（予定）

以上